

調査時点 2010年2月10日

## 1. シャリーア法とは

サウジアラビア（以下「サウジ」という）の基本法は、シャリーア法（*Shari'ah*）（イスラム法）である。シャリーア法とは、異なる原典に由来する原理の集成であり、主としてクルアーン（*Qur'an*）とスンナ（*Sunnah*）（預言者ムハンマドの言行録）に由来する。

シャリーア法の原理は、一般的な用語で表現されることが多いことから、サウジの裁判所はこうした原理の適用について相当な裁量を有している。原理の解釈については、4つの異なるイスラム法学派（ハンバル学派（*Hanbali*）、ハナフィー学派（*Hanafi*）、シャーフイー学派（*Shafii*）、マーリク学派（*Maliki*））があり、これらは一定の教義について異なる解釈をとっている。このうちハンバル学派が、サウジにおいて一般的にとられている立場である。しかしながら、その学派の内部でも論点によって多数派と少数派が存在し、具体的事例においていかなる学派に基づく立場から判断されるかは不確定である。また、正義と公平の観点から適当であると判断した場合、他のイスラム法学派の原理を適用した裁判例もある（シャリーア法と世俗法の関係に関する詳細は、日本貿易振興機構（ジェトロ）のウェブサイト『[サウジアラビアの裁判制度と紛争解決手段（訴訟と仲裁）について](#)』<sup>1</sup>参照）。

シャリーア法によって禁止とされる事項（*haram*）の主な例は、以下のとおりである。

- ・ 利子（*riba*）の取立てまたは支払は禁止される。
- ・ 不確実な事項に基づく契約（*gharar*）（例えば、将来の権利の放棄、オプション取引、先物取引、デリバティブ取引、損害賠償額の予定の合意および経済的損失の補償契約等）は禁止される。
- ・ 純粋な投機に基づく取引（*maisir*）（例えば賭博等）は禁止される。
- ・ 非倫理的取引（例えば豚肉、アルコール、ポルノ等の製品や活動に関する取引）は禁止される。

## 2. 契約内容等とシャリーア法の原理等の適用関係について

標準的な契約書において規定されることの多い内容、条件、取引その他について、問題となり得るシャリーア法その他の法原理の主な例は、以下のとおりである。

契約内容等	シャリーア法の原理等
利子 ( <i>riba</i> ) (遅延利息と複利を含む)	違法な所得として徴収することが禁止される。
コールオプション、プットオプション	不確実なものとして禁止される。
先物取引	不確実な事項に基づく取引として禁止される。
先渡し取引	将来のコモディティの引渡しを内容とする契約は、シャリーア法のもとでもよく行われており、このような契約類型は、サラーム ( <i>salam</i> ) として知られている。
デリバティブ取引	不確実な事項に基づく取引として禁止される。
(実損害額の真正な予測に基づかない) 違約罰、損害賠償額の予定、逸失利益に関する損害、間接損害、(実害の生じていない) 経済的損失、投機的損失、前払いのペナルティー (ブレーク・ファンディング・コスト)、手数料、遅延支払、その他類似の経済的補填	禁止される。損害賠償は、実害の生じた直接損害の範囲についてのみ認められる。
責任制限	合意の効力が認められない可能性がある。損害賠償は、実害の生じた直接損害の範囲についてのみ認められる。
経済的損失の補償に関する合意	損失の補償に関する合意は、実害の生じた直接損害の範囲についてのみ認められる。

	リーガル・コストを補償する旨の合意の効力は認められない可能性が高い。
将来合意する旨の合意	不確実な事項に基づく契約として合意の効力が認められない可能性が高い。
将来、他方当事者に権利、義務、利益の売却、購入または移転を求める権利	合意の効力が認められない可能性が高い。
権利放棄	口頭または書面により、さらなる合意または付随的な合意を行うことにより、変更または解消することが可能である。なお、将来発生する権利をあらかじめ放棄する旨の合意については、合意の効力が認められない可能性が高い。
将来の財産に対する担保設定	禁止される。
追加的担保責任に関する合意	原文書の合意の効力が認められない場合または合意の効力発生条件が特定の明確な事由とされていない場合には、合意の効力が認められない可能性が高い。
契約上の義務の強制履行に関する合意	契約条項がシャリーア法上明確に不公平である場合、サウジの裁判所は契約上の義務の強制履行を否定し、またはその内容を変更することができる。
保険	イスラム法原理を反映したものの ( <i>Takaful</i> ) でない限り、投機または不労所得に該当し、合意の効力が認められない可能性が高い。

信託	信託という法的概念はなく、本人と代理人の関係と解釈され、そのように取り扱われる可能性が高い。
代理権	代理権付与のための文言の内容にかかわらず、口頭により取消しが可能である。
自力救済を認める合意	自力救済は認められない。
倒産宣告後になされる合意	倒産宣告を受けた債務者との間で当該倒産宣告後に締結された契約について、サウジの裁判所は、その一部または全部を無効とすることができる。
相殺と反訴の主張を行わずに支払う合意	合意の効力は認められない。
主権免除に基づく請求	禁止される。
一定期間経過による同意擬制	合意の効力が認められない可能性が高い。
特定の行為を義務付ける合意または約束	合意の効力が認められない可能性が高い。
(損害の負担を制限する目的による) 権利または救済手段の行使を制限する合意	合意の効力が認められない可能性が高い。
「法的に有効で拘束力、執行力を有する」旨の合意	必ずしも合意の文言どおりに各義務内容に拘束力・執行力が付与されるとは限らず、契約書の内容が終局的なものといえるか否かに関する裁判所の裁量、信義誠実の原則等による制限を受ける可能性がある。
準拠法または外国裁判管轄の合意	契約の準拠法として外国法が定められ、また外国裁判管轄の合意がなされることがあ

	<p>る。しかしながら、サウジの裁判所は、当該裁判所に提訴されたいかなる紛争についてもサウジの裁判所に管轄を認め、準拠法の合意にかかわらずシャリーア法を含むサウジ法を適用する場合がある。</p>
<p>契約書のうち一部の条項が無効とされる場合でも、契約書の全体としては有効とする旨の合意</p>	<p>合意の効力が認められるか否かは明らかではない。もともと、サウジの裁判所は裁量により契約書全体を有効としたまま、契約書の一部のみを分離して無効と取扱うことができる（可分性の法理）。</p>
<p>決算報告書の記載を最終的なものとする旨の合意</p>	<p>当該報告書の内容を最終的なものとする旨の合意にかかわらず、サウジの裁判所は、履行対象となる金額を確定するために専門家を任命することができる。</p>
<p>秘密保持</p>	<p>秘密保持義務を定める合意は効力が認められる。一般的に当該義務違反は契約終了原因となり得るが、実害の生じた直接損害の範囲に限ってその賠償が認められ、間接損害の賠償は認められない。</p>
<p>ファックス、テレックスまたは電報による通知</p>	<p>電子取引法（Electronic Transactions Law）に従って行われる限り有効である。</p>

保証	保証債務が、利子またはこれに類するもの（複利）のすべてを保証する内容でない限り、有効である（ハンバル学派によれば、保証人の死後においても保証履行の強制が可能であるとされる。また、ハンバル学派では、債権者は、主たる債務者に請求を行わずに保証人に対して支払の請求を行うことができるとされる）。なお、保証契約は、書面により作成され、2人以上の成人男性イスラム教徒または成人男女各1人以上のイスラム教徒の署名が必要となる。
----	---

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。